

6 消安第 2691 号  
令和 6 年 7 月 31 日

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる飼料添加物の製造の方法等の基準及び成分の規格並びに当該飼料添加物を含む飼料に係る飼料一般の製造の方法の基準を設定すること。

遺伝子組換え技術によって得られた *Bacillus licheniformis* を利用して生産されたアミラーゼ



## 飼料添加物アミラーゼの基準及び規格の設定に関する食品健康影響評価の意見聴取について

### 1. 経緯

アミラーゼは、唾液や膵液に含まれる常在酵素で、食物中のでんぷんを分解する加水分解酵素である。

国内における飼料添加物としてのアミラーゼについては、*Aspergillus oryzae* 又は *Rhizopus delemar* 属の菌株が産生するアミラーゼが、平成2年に最初に飼料添加物として指定され、現在は2つの規格がある。

今回、要望のあったアミラーゼは、*Bacillus licheniformis* Ca63 株を宿主として、*Geobacillus stearothermophilus* ATCC7953 株由来のアミラーゼを産生する遺伝子に変異を加えた遺伝子が導入された生産菌 *Bacillus licheniformis* JPBL011 株によって産生される。

本アミラーゼは、既に指定されているアミラーゼと比較して、組換え体の利用によりアミラーゼの生産性が向上している。

海外では、EU、米国等で使用が認められている。

今回、食品安全委員会の意見を聴取する改正については、令和5年3月6日に農業資材審議会より適当との答申を得たところである。

なお、本飼料添加物については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第2の2の規定に基づき、遺伝子組換え飼料添加物の安全性に関して令和5年7月4日に評価要請をし、令和6年6月27日に「当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断した」との評価結果が通知された。

### 2. 改正の概要

要望のあったアミラーゼについて、新たに基準及び規格を設定する。

なお、用途は飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進で、対象は牛、豚、鶏用飼料とする。

### 3. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正等必要な手続を進める。